

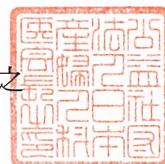
平成 25 年 9 月 10 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武



公益社団法人日本産婦人科医会 会長 木下 勝之



公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 小西 郁生



公益社団法人日本小児科学会 会長 五十嵐 隆



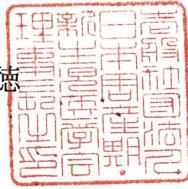
一般社団法人日本小児科医会 会長 松平 隆光



一般社団法人日本小児神経学会 理事長 大野 耕策



一般社団法人日本周産期・新生児医学会 理事長 田村 正徳



公益社団法人日本助産師会 会長 岡本喜代子



一般社団法人日本助産学会 理事長 江藤 宏美



産科医療補償制度の対象拡大に関する要望

常日頃より産婦人科医療に関してご尽力賜り、心より御礼申し上げます。

さて、わが国は、平成14～15年頃より、出生した児が脳性麻痺になると、その原因を医療提供側に求めて医療紛争が増加し、その結果、産科医の臨床現場からの撤退による分娩機関の閉鎖が相継ぎ、産科医療は崩壊の危機に直面していました。その打開策の一つとして、脳性麻痺児に対する産科医療補償制度が発足し、平成21年1月から運営が開始されています。この制度により、補償による脳性麻痺児と家族の救済がなされ、脳性麻痺の原因分析が進んだことで、産科医療崩壊の危機を乗り越えることができました。本制度は、今日、脳性麻痺児の家族と産婦人科医師の両者にとって、不可欠な制度として定着しています。

世界に類例のない優れた本制度の意義は、産科医療安定の基盤の一つになっただけではありません。過失の有無に関係なく無条件に補償金が支払われることになった結果、母親または父親が仕事を犠牲にして介護を余儀なくされていた家庭の救済が進み、脳性麻痺児を持つ家族の社会への復帰が可能となり、国の少子化対策の一環としても、本制度は極めて有意義な施策となっています。

脳性麻痺児のための補償金を有効に活用するため、かつ制度の健全な継続維持のため、現在検討が進められている本制度の見直しに関し、次の事項を要望いたします。

＜要望事項＞

1. 本来補償対象となるべき脳性麻痺児とその家族への補償を実現するため、補償対象範囲と補償額の拡大、及びそのために必要な掛金3万円を維持すること
2. 改正後の制度は平成27年1月から施行することとし、その一部が掛金に充当される出産育児一時金の減額等は行わないこと

要望理由：

＜要望事項 1 ＞

本来補償対象となるべき脳性麻痺児とその家族への補償を実現するため、
補償対象範囲と補償額の拡大、及びそのために必要な掛金 3 万円を維持
すること

- 産科医療補償制度の補償対象者が、当初予測した数（500～800 名）を下回る可能性の高いことがわかつたため（平成 25 年 8 月現在、208 名であり、平成 25 年 7 月の医療機能評価機構による推計では 340～623 名）、平成 21 年 1 年間の保険料総額 315 億円のうち 120 億円程度の剩余金が生じると見込まれています。
- このため、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会で、保険組合側代表が、剩余金の返還と掛金 3 万円を平成 26 年 1 月までに減額することを強く主張しています。
- しかしながら、剩余金が生じることは、民間保険の破たんを避け安定的に制度を立ち上げるために、脳性麻痺児の補償対象を在胎 33 週以降かつ 2,000 g 以上という限られた範囲に絞り込まざるを得なかった発足当時の経緯を考えますと、当然の帰結ともいえます。
- 上記経緯を鑑み、補償対象の範囲及び補償額等は制度の運営状況や収支の状況を踏まえて 5 年後を目途に見直すこととして、発足から制度改正までの 5 年間は、本来、補償対象となるべき脳性麻痺児を持つ家族に対しても、在胎 32 週 6 日以前 に出生した場合は補償はされないという状況に耐えてもらっております。このことが社会的不公平感を募らせていることも事実であります。
剩余金が生じるということは、平成 27 年 1 月に予定している制度改正時より、脳性麻痺児の補償対象範囲を拡大し、例えば、在胎 28 週 0 日以降に出生した児にまで拡大することと、現在の十分とは言えない補償額 3,000 万円の増額など、本来補償対象となるべき脳性麻痺児を持つ家族への補償を実現できることを意味し、これまでの不合理を解消できます。
- 今回の改正で剩余金の返還と掛金 3 万円の減額を行うことは、本来対象となるべき脳性麻痺児を救済することが可能であるにもかかわらず、それを放棄することであり、国民の理解を得ることはできません。

要望理由：

<要望事項 2 >

改正後の制度は平成 27 年 1 月から施行することとし、その一部が掛金に充当される出産育児一時金の減額等は行わないこと

- 前述の通り、現段階で剩余金の生じる可能性が高いということは、平成 27 年 1 月に予定している制度改正時から、脳性麻痺児の補償対象範囲を拡大して、本来補償対象となるべき脳性麻痺児を持つ家族への補償ができるこことを意味します。
- 本制度は、限られたデータをもとに早期に立ち上げざるを得ない状況下で、制度の発足時に、5 年後を補償対象範囲等の改正を前提に開始されたものです。従って、改正後の掛金の額は、補償対象の範囲や補償額の改正を踏まえて決定されるべきであり、掛金の減額のみを先行して実施することはその趣旨に悖ると言わざるを得ません。
- また、現状の産科医療の厳しい実態に照らして、掛金充当分 3 万円を含む現在の出産育児一時金を減額することは、産婦人科の診療現場を預かる医師にとって絶対に認めることのできない事態であることを認識していただく必要があります。また、出産育児一時金の減額は国の少子化対策の方向に逆行するものであります。
- 以上のことより、改正後の制度は平成 27 年 1 月から施行し、その一部が掛金に充当される出産育児一時金の減額等は絶対に行わないことを強く要望致します。